

平成17年7月28日

各位

神奈川県横浜市都筑区東方町1番地
東京エレクトロン デバイス株式会社
取締役社長 砂川 俊昭
(コード番号: 2760 東証第二部)
問い合わせ先:
総務部長 河合 信郎
電話番号: 045 - 474 - 7000

ストックオプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商法第280条ノ20、第280条ノ21及び平成17年6月21日開催の当社第20期定時株主総会決議に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込金額、その他の未定事項は、当該新株予約権の発行予定日である平成17年9月1日に決定する予定であります。

記

1. 新株予約権の名称
東京エレクトロン デバイス株式会社 第2回新株予約権
2. 新株予約権の発行日
平成17年9月1日
3. 新株予約権の発行数
350個(新株予約権1個当たりの目的たる株式数1株)
4. 新株予約権の発行価額
無償
5. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 350株
6. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額
未定
新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的たる株式数を乗じた金額とする。
1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を払込金額とする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額
未定

8. 新株予約権の行使期間
平成 19 年 8 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日まで

9. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の分割行使はできないものとする。

(新株予約権 1 個を最低行使単位とする。)

(2) 対象者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社、当社関連会社、当社親会社または当社親会社の子会社（以下「当社等」という。）の取締役、監査役または従業員等の地位にあることを要する。

(3) 上記(2)にかかわらず、対象者が平成 19 年 8 月 1 日以降に死亡した場合は、対象者の死亡の日より 1 年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、相続人は新株予約権を権利行使することができる。

(4) 上記(2)にかかわらず、対象者が定年により当社等の取締役、監査役または従業員等の地位を喪失した場合は、対象者は当該地位の喪失後も新株予約権割当契約の定めに従い、新株予約権の権利行使をすることができる。

(5) 上記(2)にかかわらず、対象者が平成 19 年 8 月 1 日以降に死亡・定年以外の理由で当社等の取締役、監査役または従業員等の地位を退任または退職した場合には、当該退任または退職の日より 6 ヶ月以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、対象者は新株予約権を行使することができる。

(6) その他の権利行使の条件等は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10. 新株予約権の行使により新株を発行する場合において当該新株の発行価額中資本に組入れる額
未定

1 株当たり発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。1 株当たりの発行価額は、1 株当たりの払込金額とする。

11. 新株予約権の割当先の概要

当社の取締役及び執行役員合計 9 名

【ご参考】

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 17 年 4 月 28 日

(2) 定時株主総会の決議日 平成 17 年 6 月 21 日

以 上